

保険料（税）の値上げに直結する国保「単位化」に反対する意見書

厚生労働省は、「新たな医療制度」の実施で国民健康保険を市町村運営から切り離して、都道府県単位化（広域化）に変えようとしている。

厚生労働省のスケジュールによれば、第1段階は、75歳以上の高齢者を対象とした広域化を2013年4月から実施し、第2段階は2018年をめどに国保加入世帯の全年齢を対象にした広域化として、国保運営に都道府県を参画させる計画である。

国保が都道府県単位になると、国保の運営主体は都道府県となり、標準保険料の算出と会計等の事務を行い、市町村は、保険料の賦課・徴収、資格管理、保険事業などの事務を行うなど、都道府県と市町村の責任が明確にされることになる。この分担が実施されれば、住民の生活実態が見えない中で保険料を県が決めて、その保険料の徴収に市町村が振り回されることになりかねない。

この計画が実施されることになれば、国の責任や負担を明確にされない中で住民の国保料（税）の値上げは明らかである。また、国保の保険者は保険財政運営だけでなく、住民の健康管理も含めて一体的にサービスを提供していく必要がある。住民の立場に立つ市町村国保の本来の目的が生かされるべきである。

よって、北谷町議会は、国保の単位化をやめ、町民が安心して医療が受けられる保険料の設定と住民の健康管理を含めた安定した一体的サービス提供を強く要望する。

記

- 1 保険料（税）の値上げに直結する国保の都道府県単位化を中止すること。
- 2 国庫負担を大幅に増額し、国民・高齢者と自治体の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣